

# 1 総則



## 0. 序文

## 1. 保育所保育に関する基本原則

- |            |               |           |
|------------|---------------|-----------|
| (1) 保育所の役割 | (2) 保育の目標     | (3) 保育の方法 |
| (4) 保育の環境  | (5) 保育所の社会的責任 |           |

## 2. 養護に関する基本的事項

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| (1) 養護の理念 | (2) 養護に関わるねらい及び内容 |
|-----------|-------------------|

## 3. 保育の計画及び評価

- |                  |              |
|------------------|--------------|
| (1) 全体的な計画の作成    | (2) 指導計画の作成  |
| (3) 指導計画の展開      | (4) 保育内容等の評価 |
| (5) 評価を踏まえた計画の改善 |              |

## 4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

- |                       |
|-----------------------|
| (1) 育みたい資質・能力         |
| (2) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 |

### 語句説明

保育士試験では頻繁に「養護」と「教育」という二つの言葉が用いられます。

- 「養護」とは①子どもの命を守ること（生命の保持）、②子どもの気持ちや精神を安定させること（情緒の安定）の2つを図るために保育士などが行う援助や関わりのことを言います。
- 「教育」とは①子どもが健やかに成長するために、②子どもの活動がより豊かに展開されるために、行われる発達の援助のことを言います。

## 0. 序文

この指針は、**児童福祉施設の設備及び運営に関する基準**第35条の規定に基づき、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めるものである。各保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る**基本原則に関する事項等を踏まえ**、各保育所の**実情**に応じて**創意工夫**を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならない。

## 1. 保育所保育に関する基本原則

### (1) 保育所の役割

★★★★ check ■■■■

ア 保育所は、**児童福祉法**第39条の規定に基づき、**保育を必要とする子ども**の保育を行い、その健全な**心身**の発達を図ることを目的とする**児童福祉施設**であり、入所する子どもの**最善の利益**を考慮し、その**福祉**を積極的に増進することに最もふさわしい**生活の場**でなければならない。

#### 語句説明

##### ・児童福祉法とは

1947年に成立しました。児童の福祉に関する基本理念を定めた法律です。試験で問われやすい内容は以下の通りです。

第4条	「児童」の定義を記載しています
第7条	児童福祉施設の種類が定められています
18条の4	保育士の定義について記載しています
18条の22	保育士が守るべき守秘義務について記載しています

イ 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する**専門性**を有する職員が、**家庭との緊密な連携**の下に、子どもの**状況**や**発達過程**を踏まえ、保育所における環境を通して、**養護及び教育を一体的**に行うことを特性としている。

#### 語句説明

##### (1) 発達過程

子どもの発達の順番や法則のことです。たとえば、およそ生後4ヶ月頃に喃語を話し始め、6ヶ月頃には反復喃語を話し始めるというのも発達過程の1つです。

##### (2) 喃語

乳児が発する、意味をもたない音声のことです。音の高さやリズムが異なります。

##### (3) 反復喃語

同じ喃語を連続で発生することをいいます。

ウ 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、**家庭や地域の様々な社会資源との連携**を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び**地域の子育て家庭**に対する支援等を行う役割を担うものである。

エ 保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、**倫理観に裏付けられた専門的知識**、技術及び判断をもって、子どもを**保育**するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する**指導**を行うものであり、その職責を遂行するための**専門性の向上**に絶えず努めなければならない。

#### 保育士に求められる倫理観

**全国保育士会倫理綱領**において、8つの項目に分けて、保育士に求められる倫理観について記載されています。

#### 理解のポイント

##### (1) 最善の利益とは

「現在を最もよく生きる」ということが子どもにとって最善の利益といえます。1989年に国連で採択された「児童の権利に関する条約」では、人種や皮膚の色、性別などで差別されないこと、生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保すること、意見を表明する権利などについて記されています。日本は**平成6（1994）**年に批准し、その後、児童福祉法の改正や保育所保育指針の改正に大きな影響を与えました。

##### (2) 社会資源とは

保育所が置かれている地域に存在する人、団体、物、自然、公共施設などを指します。